広報はちまん【４月号】

刊行：岐阜八幡労働基準監督署

労働基準法、労働安全衛生法の一部が改正されます【４月～】

主な改正点

【労働基準法関係】

①労働条件の明示ルールの変更

②裁量労働制の見直し

③時間外労働の上限規制　適用猶予後の新ルール

１．自動車運転者、建設業に対する時間外労働の上限規制の適用等

２．医師に対する時間外労働の上限規制の適用

【労働安全衛生法関係】

化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任義務化

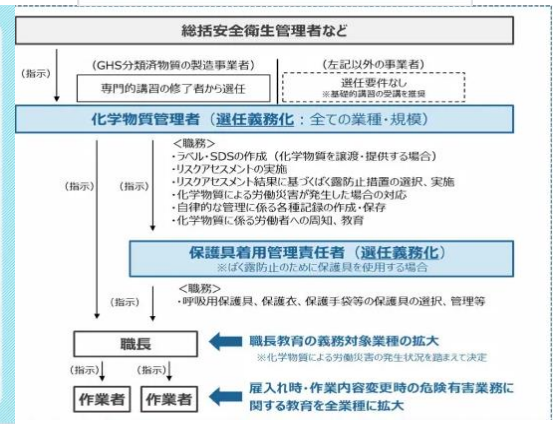

令和６年の労働災害発生状況について（３月末集計）

※死傷者数は休業４日以上のもの

	令和６年（死亡者数）		令和５年（死亡者数）		対前年比 増減数、増減率	
全産業	7		17		-10	-58.8%
製造業	2		2		0	0.0%
建設業	1		4		-3	-75.0%
運送業	0		0		0	0.0%
林業	2		2		0	0.0%
小売業	1		1		0	0.0%
社福祉	0		1		-1	-100.0%
旅館業	0		0		0	0.0%
その他	1		7		-6	-85.7%

担当者の一言

・休業４日以上の労働災害（７件）のうち、事故の型別では、**はさまれ・巻き込まれ３件**、**墜落・転落２件**、転倒１件、切れ・こすれ１件となっています。

・また、７件の平均休業日数は**30日**と長期の休業を要するものとなっています。

・機械の調整時は機械が停止したことを、作業場所の移動時は足元を十分に確認するなど、**基本動作の再確認（不安全行動の防止）**を行ってください。